

## 多治見市緑化公園課自動販売機設置事業者募集要項

### 1 目的

この要項は、都市公園の効用を全うするため自動販売機を設置する事業者(以下「設置事業者」という。)を選定するために必要な手続きを定めたものです。この募集に参加される方は、募集要項及び、別紙仕様書をよく読み、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

### 2 公募物件

No.	施設名称	所在地	設置場所	占用面積	占用料 (5年分)
1	市之倉西第3公園	多治見市市之倉町13丁目地内	別紙図面(屋外)	2.50㎡(幅2.5m×奥行1.0m)	90,000円
2	東山中央公園	多治見市東山1丁目地内	別紙図面(屋外)	2.50㎡(幅2.5m×奥行1.0m)	90,000円

※占用面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※接続機器は、100V、15A以下とする(申込者が直接電力会社と契約する場合を省く)。

※占用料は5年間の占用金額です。(18,000円/年)

### 3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす個人又は法人が応募することができるものとします。

- (1) 法人(清涼飲料を販売する業務)にあつては岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては多治見市内で事業を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (4) 前年度までに納付し、納入すべき市税その他の諸納付金を滞納していないこと。
- (5) 多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年告示第200号)第3条に規定する個人又は法人等でないこと。

### 4 応募申込手続き

#### (1) 申込方法

申込受付： 午前8時30分～午後5時(土・日・祝日は除く)

提出場所： 多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所 3F 緑化公園課

提出方法： 直接持参してください(郵送、FAX等による提出は受け付けません)。

提出書類： 次の書類を各1部提出

- ① 申込書
- ② 法人の場合は、法人登記簿又は履歴事項全部証明書(写し)  
個人の場合は、代表者の身分証明書、住民票(写し)
- ③ 法人の場合は、申込みをする事業所がある市区町村税完納証明書(写し)  
" 消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(写し)  
個人の場合は、事業主の市区町村税完納証明書(写し)  
" 消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2)(写し)
- ④ 応募資格要件(3)の許認可の免許証の写し(該当の場合のみ)
- ⑤ 会社(事業者)概要(会社のパンフレットでも結構です。)および自動販売機設置業務実績がわかるもの。

※各証明書については、いずれも発行後3ヶ月以内のもの。

※市区町村税完納証明書が発行されない場合は、法人住民税（又は住民税）及び固定資産税の直近の納税証明書でも可。

5 占有者の決定

先着順に3の応募資格要件確認を行います。確認ができたものを占有者に決定します。

上記において申込が同日の場合には、後日「くじ」により占有者を決定します。

※「くじ」による落札者の決定は、多治見市競争入札事務執行要領第13条にもとづき行います。

7 公園施設設置許可の手続き

占有者は、決定の日から7日以内に公園施設設置許可申請書を提出するものとします。この後、緑化公園課より許可書を発行します。これをもって設置事業者とします。

8 保証金について

占有物件の保証金として100,000円を納入していただきます（占有期間終了後に未払金等を精算し返金します）。

10 募集に関する問い合わせ先

多治見市役所 緑化公園課 緑化推進グループ

TEL 0572-22-1347